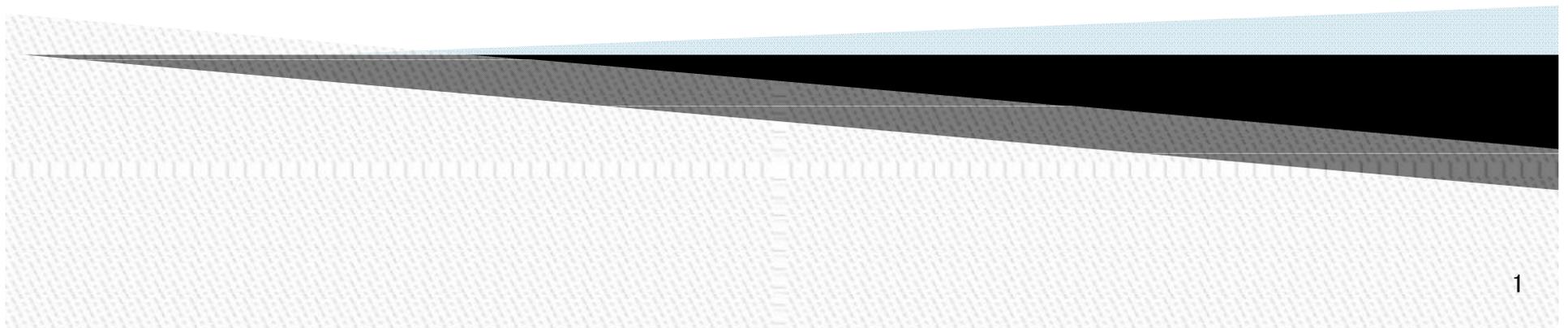


平成30年度長久手市地域防災計画の修正概要について



説明項目

- 1 平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定

説明項目

- 1 平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定

修正事項

- I 地域防災計画修正の根拠
- II 愛知県の取り組みに係る修正事項
- III 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正
- IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正
- V 市の取り組み等に係る修正事項

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

I 地域防災計画修正の根拠(P1)

項目	災害対策基本法	内容
地域防災計画の作成・修正	第42条	市防災会議は、防災基本計画に基づき、 地域防災計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
市防災会議の所掌事務	第16条	<ul style="list-style-type: none">・ 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進・ 防災に関する重要事項を審議する。

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅱ 愛知県の取り組みに係る修正事項(P1)

- 1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設
- 2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 被災者生活再建支援に係る独自制度の創設(P1～P2)

県の被災者生活再建支援に係る独自制度の創設を受け、本市も新たに関連要綱を定め、制度を創設したものの。

⇒ 被災者への経済的支援等

また、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市として当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費の一部を県費補助金から助成を受ける。を追記

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

2 ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開(P4)

地域の防災関係者間で日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を整理・追加する。

⇒ ボランティア団体等の受入れ

この際、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等ボランティア団体との情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開できるよう努める。を追記

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

- 1 予想される水害の危険性の周知
- 2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- 3 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

1 予想される水害の危険性の周知(P5)

水防法の改正に伴い、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、予想される水災の危険性を住民等に周知させることになった。

⇒ 河川予防対策

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要とされる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、**予想される水災の危険性を住民等に周知させなければならない。**

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(P6)

要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成、市長への報告及び訓練の実施を行うこととなった。

⇒ 要配慮者利用施設における措置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者及び管理者は以下の事項をしなければならない。

- 1 計画の作成: **必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告**
- 2 訓練の実施: **避難訓練の実施** それぞれを追記

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

Ⅲ 水防法及び土砂災害防止法の改正等に伴う修正

2 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施(P6)

施設名	避難確保計画作成の有無	避難訓練
たいようの杜	作成済	実施済
もりの幼稚園	作成中	未実施
さがみねハウス	作成済	未実施

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

- 1 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

V 市の取り組み等に係る修正事項

- 1 消防の広域化に伴う修正及び記載の追加
- 2 長久手市避難行動要支援者対応マニュアルの修正に伴う記載の整理

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

IV 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理(P8)
いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定すること等とした。

⇒ 避難勧告等の発令基準等についての留意事項

避難勧告・指示(緊急)を発令する基準について、降水量や河川水位など、いざというとき市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定できるよう努めるものとする。

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

V 市の取り組み等に係る修正事項

1 消防の広域化に伴う修正及び記載の追加(P9)

平成30年4月の消防の広域化に伴い市の消防本部から尾三消防組合長久手消防署と変更になったことに伴う修正及び記載の追加

⇒ 尾三消防組合

- 1 正確な情報の収集及び伝達
- 2 火災等発生防止に関する広報
- 3 火災等防除のための警戒活動を実施
- 4 迅速な救急救助のための体制づくり
- 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- 6 防災活動に協力
- 7 水防、消防、浸水活動対策を実施
- 8 水防、消防、浸水対策、救助のほか業務施設、設備の整備等を追記

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

V 市の取り組み等に係る修正事項

2 長久手市避難行動要支援者対応マニュアルの修正に伴う記載の整理(P10)

消防の広域化に伴い対応マニュアルを修正したことに伴う修正を実施

⇒ 避難行動要支援者対策

支援団体への事前の台帳(避難行動要支援者)の提供

ア 市

イ 長久手市民生委員・児童委員協議会

ウ 長久手市社会福祉協議会

エ 地域包括支援センター

オ 自主防災組織

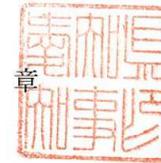
カ まちづくり協議会・自治会連合会・区・区会

平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨

31災対第196-1号
令和元年5月10日

長久手市防災会議会長
長久手市長 吉田 一平 殿

愛知県知事 大村 秀章



長久手市地域防災計画の修正について（通知）

平成31年4月3日付け31長防会2号で報告のありましたこのことについて、勧告等はありません。

担 当 防災安全局防災部災害対策課
調整グループ（野田）
電 話 052-954-6192（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6912
電子メール saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp
無 線 発信番号-600-2516

説明項目

- 1 平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定

修正事項

- 1 愛知県の取り組みに係る修正
- 2 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正

愛知県地域防災計画修正原案の概要

1 愛知県の取り組みに係る修正

(1) 津波災害警戒区域の指定

(2) 市町村防災支援システムの運用

(3) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用

(4) 災害時健康危機管理の全体管理

(5) 耐震対策の推進(重要文化財、ブロック塀等の付属物)

愛知県地域防災計画修正原案の概要

(1) 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、該当市町村に対し、津波災害警戒区域の指定尾帯基準水位の公示を行う。

(令和元年7月30日指定・公示予定)

<津波災害警戒区域の指定に伴う義務>

市町村	<ul style="list-style-type: none">・ハザードマップの作成・地域防災計画の修正	住民等の安全を確保
避難促進施設の所有者及び管理者	<ul style="list-style-type: none">・避難確保計画の作成・訓練の実施	要配慮者の安全を確保

愛知県地域防災計画修正原案の概要

1 愛知県の取り組みに係る修正

(1) 津波災害警戒区域の指定

(2) 市町村防災支援システムの運用

(3) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用

(4) 災害時健康危機管理の全体管理

(5) 耐震対策の推進(重要文化財、ブロック塀等の付属物)

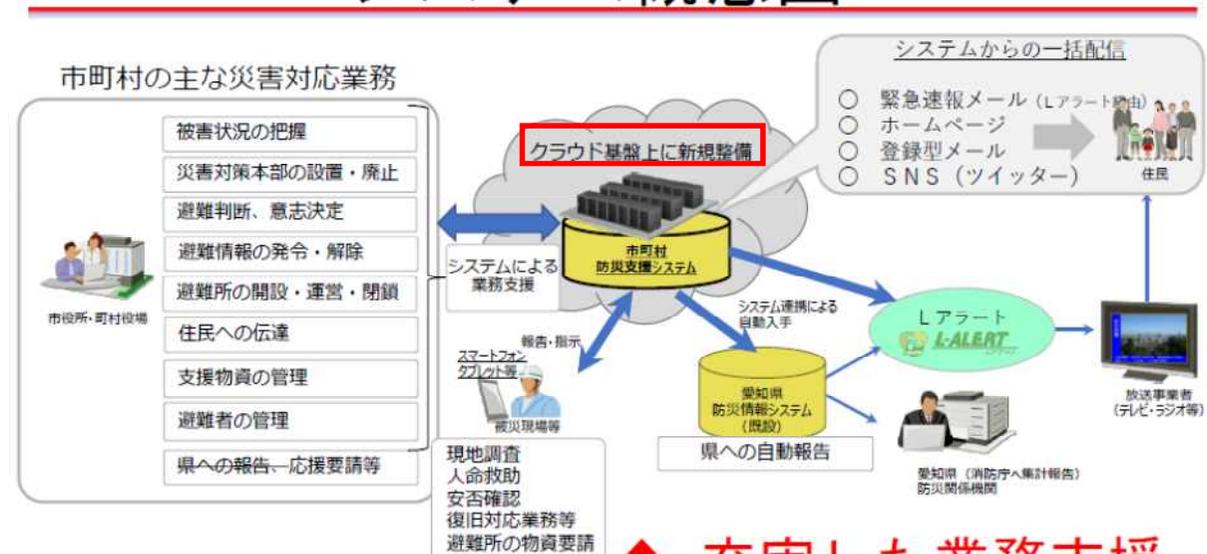
愛知県地域防災計画修正原案の概要

(2) 市町村防災支援システムの運用

市町村の災害対応業務の省力化、避難判断のプロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

<イメージ図>

システム概念図



- ◇ 業務量が膨大
- ◇ 担当者が少数
- ◇ 経験の不足

- ◆ 充実した業務支援
- ◆ 報告業務の負担軽減
- ◆ 簡便なシステム操作

迅速的確な住民対応

愛知県地域防災計画修正原案の概要

1 愛知県の取り組みに係る修正

- (1) 津波災害警戒区域の指定
- (2) 市町村防災支援システムの運用
- (3) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用
- (4) 災害時健康危機管理の全体管理
- (5) 耐震対策の推進(重要文化財、ブロック塀等の付属物)

愛知県地域防災計画修正原案の概要

(3) 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi_Free_Wi-Fiの活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について記載

背景

熊本地震の発生に伴い携帯インフラの被害に伴い、携帯電話キャリア3社が、各社の公衆Wi-Fiを無償で解放したものの。

愛知県地域防災計画修正原案の概要

2 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

- (1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定(警戒レベルの運用等)
- (2) 重要物流道路の指定

令和元年度愛知県地域防災計画修正原案の概要

2 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

(1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定(警戒レベルの運用等)

平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び記載を追加する。

「自分の命は自分で守る！」

レベル	避難情報（市が発令）	端的な表現
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は避難
警戒レベル4	避難勧告 避難指示（緊急）	全員避難

説明項目

- 1 平成30年度長久手市地域防災計画の修正要旨
- 2 愛知県地域防災計画修正原案の概要
- 3 今後の予定

3 今後の予定

	令和元年			令和2年	
月	2月	3月29日	7月16日	2月	3月
	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議	防災会議
30年度計画修正	尾張県民事務所との 事前協議	30年度市計画 (修正案)の承認	県との本協議 県からの 30年度市計画(修正案) 勧告なしの報告		
元年度計画修正			県から元年度県計画 (修正案)を受領	尾張県民事務所との 事前協議	元年度市計画 (修正案)の承認